

平成20年
随時監査報告書

(公共事業に係る国庫補助金等の事務処理について)

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成20年随時監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成20年12月18日

東京都監査委員	こいそ	明
同	名取 憲	彦
同	三 栖 賢	治
同	筆 谷	勇
同	金 子 庸	子

目 次

第1	監査の概要	1
1	監査の目的	1
2	監査の対象局	1
3	監査の対象年度及び対象事業の範囲	1
(1)	監査の対象年度	1
(2)	監査の対象事業	1
4	監査の歳出科目	2
5	監査の観点	2
6	監査の実施及び実地監査の場所・期間	2
第2	監査の結果	3
	国庫補助金事務費の経理について	
1	事務費の概要	3
2	都における事務費の手続き及び経理	4
(1)	事務費の手続き	4
(2)	事務費の経理	4
3	監査の実施	5
4	事務費の経理にかかる問題点及び総括	5
	契約事務について	
1	契約事務の問題点	6
2	契約事務についての総括	7
第3	指摘事項	7
(1)	契約手続きを適正に行うべきもの	7
第4	まとめ	9
	【 別表及び別図 】	
	別表1	10
	別表2	14
	別表3	16

別圖 1	1 7
別表 4	1 8
別表 5	1 8
別表 6	2 6
別表 7	2 7
別表 8	2 8
別表 9	2 9

第1 監査の概要

1 監査の目的

本監査は、地方公共団体が実施する公共事業に関する国庫補助金のうち事務費の執行について、会計検査院が、12道府県を対象として実施した検査により、多数の不正経理等が認められたことから、都の部局・事業所における国庫補助金のうちの事務費に係る経理・事務処理が適正に行われているか検証するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項に基づき監査を実施したものである。監査の実施に当たっては、物品納入業者等の関係人に対し、同法199条第8項に基づき関係人調査を行った。

2 監査の対象局

農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助金に係る執行局である、次の局を対象とした。

- ア 産業労働局
- イ 建設局
- ウ 港湾局

3 監査の対象年度及び対象事業の範囲

(1) 監査の対象年度

平成18年度及び平成19年度を監査対象とした。

(2) 監査の対象事業

今回監査の対象とした事業は、産業労働局、建設局及び港湾局の国庫補助事業であり、補助金総額は表1のとおりである（詳細は別表1のとおり）。

（表1）局別補助金等調べ

（単位：千円）

局名	年度	補助金額	補助対象事業費	事業費のうち
				事務費
産業労働局	平成18	388,669	792,091	60,178
	平成19	253,125	503,592	30,706
建設局	平成18	98,347,310	187,046,899	849,997
	平成19	88,969,290	166,244,100	992,362
港湾局	平成18	4,357,445	11,631,364	183,702
	平成19	4,070,357	9,929,005	173,892

国庫補助事業とは、地方公共団体が道路、河川等を整備する公共事業を執行するに当たって、国が施設整備に要する事業費の一定割合を補助（負担）する事業をい

う。事業費は工事費（補助事業を施行するために直接必要な経費であり、本工事費、附帯工事費等に区分される。）と事務費に大別されており、国庫補助金もこの区分に応じて交付される。

4 監査の歳出科目

農林水産省及び国土交通省所管の補助事業に係る平成18年度並びに平成19年度の都における次の歳出科目のうち、会計検査院の検査で問題となった、旅費、賃金及び一般需用費を対象とした。

ア 産業労働局

産業労働費（款）のうち農林水産費（項）

イ 建設局

土木費（款）のうち道路橋梁費（項）及び河川海岸費（項）

ウ 港湾局

港湾費（款）のうち東京港整備費（項）

5 監査の観点

次の観点で監査を行った。

ア 国庫補助金の事務費が、補助対象事業以外の都単独事業に流用されていないか。

イ 国庫補助金を架空の経費に充てていないか。

ウ 納入業者に物品の納入なしに公金を支払い、預けて管理させていないか。

6 監査の実施及び実地監査の場所・期間

監査を実施するにあたり、観点ア及びイについては、国庫補助事業の事務費として執行されている支出を特定する必要があることから、監査対象局に同事務費の経理等について資料を提出させるとともに説明を聴取した。その結果、国庫補助事業と都単独事業（都費のみで執行されている事業をいう。）とを区分した支出執行をしておらず、特定が難しいことがわかった。

このため、主に本庁の経理部門に対し国庫補助事業に係る経理の状況を詳細に調査し（内容については、「第2、2（2）事務費の経理について」に記載。）さらに、補助、単独にこだわらず、事務費全体に係る実際の執行状況を、本庁の部及び事務所（実地監査場所一覧のとおり）において調査した。

また、観点ウの調査については、各実地監査場所ごとに、主に一般需用費のうち消耗品の購入に係る契約原議等の調査を行い、その後、契約件数、金額の多い業者を抽出し、関係人調査を行った。

なお、実地監査の場所及び期間は、次のとおりである。

(実地監査場所及び期間の一覧表)

年 月 日	実 査 場 所	
平成 2 0 年 1 1 月 1 2 日	産業労働局 (農林水産部)	建設局 (道路建設部、河川部)
1 3 日	森林事務所	第二建設事務所
1 4 日	森林事務所	第二建設事務所
1 7 日	産業労働局 (農林水産部)	北多摩北部建設事務所
1 8 日	港湾局 (港湾整備部)	北多摩北部建設事務所
1 9 日	港湾局 (港湾整備部)	建設局 (道路建設部、河川部)
2 0 日	東京港建設事務所	建設局 (関係人調査含む)
2 1 日	東京港建設事務所	産業労働局・建設局 (関係人調査含む)
2 5 日	産業労働局 (関係人調査含む)	建設局 (関係人調査含む)
2 6 日	産業労働局 (関係人調査含む)	建設局 (道路建設部、河川部)
2 7 日	港湾局 (関係人調査含む)	建設局 (関係人調査含む)
2 8 日	港湾局 (関係人調査含む)	建設局 (関係人調査含む)

第 2 監査の結果

国庫補助金事務費の経理について

1 事務費の概要

国の補助金交付申請等についての通達 (例 : 平成 1 3 年、国土交通省国道総第 5 8 9 号) 等によれば国庫補助金のうち事務費は、国庫補助事業を執行するために必要な間接的経費であり、人件費、旅費、庁費、工事雑費の 4 費目に区分され、それぞれさらに節・細節に区分されている (各費目の内容は、別表 2 のとおり)。

国庫補助事業に係る事業費の経理は、国庫補助事業として施工される工事等の箇所ごとに区分して経理することが原則とされているが、事務費については、事務の効率化を図るなどの観点から、補助事業の実施主体 (例えば国土交通省道路局所管の補助事業の実施主体である都建設局等) ごと一括して経理することが出来るとされている。

事務費の上限額は、交付決定ごとの事業費を別表 3 の例示に掲げる事業費の額に応じて区分し、それぞれの率を乗じて得た合算額の範囲内とされている。

国庫補助事業における国庫補助金の交付申請等の事務手続きは、別図 1 の例示のとおりであり、事務費の用途については、補助金交付申請後の 6 月までに国の補助金所管局

(例えば国土交通省道路局)と使途協議(当初使途協議)を行い、その後、事務費の額に変更(翌年の3月まで)があった場合には、その都度使途協議を行い、国の承諾を得る。

また、監査対象局における監査対象国庫補助事業に係る事業別事務費は、別表4(1~6)のとおりであり、本局の部及び事務所別の事務費は、別表5(1~6)のとおりである。

なお、農林水産省所管の事業(産業労働局農林水産部)については、使途協議を行っておらず、事務費として使用できる上限額だけを定めている。

使途協議とは、補助事業者(都)が一括経理する事務費ごとに、その総額及び使途内訳について国と協議を行うものである。

2 都における事務費の手続き及び経理

(1) 事務費の手続き

都における事務費の内示から使途協議、完了実績報告書等の提出に至る手続きは、前記記載のとおり次のようになっている。

国(国土交通省)から事業費(事務費を含む)の内示(4月)を受ける。

内示を受け、例年の事務費(人件費、旅費、庁費、工事雑費)の実績を踏まえ概算額の見積もりを行う。

見積もり後、6月までに国と当初の使途協議を行う。

事務費の額に変更がある場合は、その都度又は最終の使途協議(翌年の3月まで)で国の承諾を得る。

事業費と事務費を含む完了実績報告書等を国に提出(翌年度の6月まで)する。

(2) 事務費の経理

国庫補助事業に係る事務費の実際の予算執行は、国庫補助事業と都単独事業との区分、庁費と工事雑費との区分など補助金交付申請等についての通達等に定める事務費の区分と関係なく、都の予算科目に即して行われている。

また、補助事業の執行体制も、国庫補助事業と都単独事業とに区分しての執行体制ではない(別表6のとおり)。なお、国庫補助事業に係る事務費の経理(国への申請・報告)は、本局の所管部等において一括して経理することとしており、事務所

は一切関与していない。

このような状況にあることから、完了実績報告書等に記載されている事務費の費目ごとの執行額及び内訳は、予算執行の実績に基づいて、使途協議において国から承諾を受けた事務費の各費目の割合等で事業執行に要した経費を都単独経費と補助事業経費とに、按分計算等により割り振られているものであって、個別の予算執行の実績額を積み上げたものとはなっていない。

そのため、国庫補助事業に係る事務費として、個々の支出執行の内訳を特定することが現状では出来ないものとなっている。

3 監査の実施

事務費の執行にかかる実地監査として、旅費、賃金及び一般需用費について国庫補助事業と都単独事業との区分が可能かも含め、実地監査場所ごとに、以下のとおり調査・確認を行った（補助金事務費と都事業科目の対応等は、別表7のとおり）。

旅費（平成18年度及び同19年度の1月から3月までの執行分）について、旅行命令簿等で出張先、用務内容等により区分が可能か調査するとともに、復命書等により出張先に誤りがないかなどを確認した。

庁費及び工事雑費のうちの賃金（平成18年度及び同19年度の1月から3月までの執行分）について、賃金雇用者の配属部署、職務内容等により区分が可能か調査するとともに、出勤簿、賃金支払い原議等により賃金の支払額に誤りがないかなどを確認した。

一般需用費（平成18年度及び同19年度執行分）の消耗品費、印刷製本費及び修繕料について、購入契約等の仕様書等に記載された使用部署、用途等により、区分が可能か調査するとともに、契約原議、納品書及び代金支払い調書などにより、支払額に誤りがないかなどを確認した。

その結果、国庫補助事業と都単独事業の区分については、都単独事業に該当するものを特定した残りは、国庫補助事業と都単独事業との双方で執行することが可能な共通経費と認められるものとなっており、平成19年度の執行額を、監査事務局において試算したが、その結果は別表8のとおりである。

しかしながら、この結果においても、国庫補助金事務費が都単独事業費に流用されていないかどうかについて判断できない。

また、調査確認した範囲において、架空の経費への支出はないものと認められる。

4 事務費の経理にかかる問題点及び総括

都における国庫補助事業に係る事務費の経理処理は、国庫補助事業と都単独事業との区分経理を行っておらず、また、国庫補助事業に係る事務費の実績額の積み上げも行っていない。

これまでこのような経理が実施されてきたことについて、監査対象局によれば、国の補助金所管部署からは特に問題とされたことはなく、また、補助事業と都単独事業の区分に関する明確な方針や指示を示されたこともないとのことである。

しかし、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第11条では、補助金の他の用途への使用が禁止されている。また、国庫補助事業に係る事務費について通達等では、区分経理を行い、実績額を積み上げて算定することが国庫補助金交付の原則とされる。

現実の事務処理において事務費の区分経理を行い、実績額を箇所ごとに積み上げることは、国庫補助事業の箇所数が多くなればなるほど、事務処理等が煩雑となり事業執行の効率性を損なう恐れがあるなど、現在の国庫補助金の事務費経理の考え方は、現実の事業執行の実情を踏まえていない側面もあると考えられる。

このことから、会計検査院の検査結果を踏まえて、今後、国の補助金所管部署がどのような見解を示し、これに対して、都としてどのように対応するのが、大きな課題となっている。

契約事務について

1 契約事務の問題点

監査対象の部・所が物品納入契約等において、納入業者に物品の納入なしに公金を支払い、預けて管理させていないかなどを検証するため、従来の定例監査では実施していない、物品納入業者等への関係人調査を地方自治法第199条第8項に基づき行った。

関係人調査は、監査対象において物品納入等の契約件数、金額の多い業者から合計で15業者を選定し、関係人の事務所に出向き売上げ伝票・納品書等の帳票を調査し、契約が適正に行われているかを検証した。なお、1業者からは、協力が得られず、関係人調査ができなかった。

関係人調査の結果は、別表9のとおりであり、架空の契約に基づく業者への預け金は認められなかった。

しかしながら、産業労働局の農林水産部及び森林事務所において、別項指摘事項のとおり、次のとおり不適正な契約実態が認められた。

消耗品について、先に数回にわたり物品を納品させ、後からまとめて契約し、代金を支払っている一括払いが4件あった。

上記のうち1件について、実際には一部が前年度に納入されているものがあった。

上記のうち1件において、納入された物品と、契約上の物品が異なる事例があった。

このような契約事務は、契約事務規則等に定められている契約手続に明らかに反している。今回の事案のうち3件は、納入された物品について、契約業者の書類と都側

の書類が一致していたが、1件については、一致していなかった。監査後の確認で、納入業者側の書類に記載されている物品が実際に納入されていることが確認されたが、このような契約事務を行うと、実際に納品された物品が何であったの分からなくなり、その結果、支払額が適正なものであるか確認できない事態を生じる可能性を有している。また、継続してこのような事務処理が行われている場合には、特定の業者との癒着が生じ、事故につながる恐れもあるものである。

2 契約事務についての総括

国庫補助事業に係る契約事務を対象に監査をする中で、関係人調査を行った結果、判明した不適正な契約事務処理は、国庫補助金の経理という問題ではなく、契約事務のあり方に関する問題であり、速やかに是正するとともに、適切な再発防止策を講じることが必要なものである。

事業運営上、雑多な消耗品を多数購入することについての煩雑さに対応するため、平成15年度から少額案件の支払いの資金としての前渡金の制度が導入されており、現在においても指摘事例のような事務処理が続いていることは遺憾である。

不適正な契約事務を行っていた部署について、このような事務処理が可能であった原因の一つに、これらの部所における契約事務の実施体制が、契約担当者、検査員等が同一課の職員であり、チェック体制が十分なものとなっていないことがあげられる。

このような契約事務の実施体制は、都における他の多くの部署においても共通なものであり、今回発見された部署以外においても、不適正な契約事務処理を実施していないか確認し、改めるべきものは、速やかに改めるべきである。

第3 指摘事項

国庫補助事業、都単独事業の区分にこだわらず、一般需用費のうち消耗品費の契約について、関係人調査を行った結果、次のとおり指摘する。

(1) 契約手続きを適正に行うべきもの

ア 農林水産部では、表2の物品購入契約をHと契約締結している。

これらの契約について、契約原議及び関係人の関係書類等を、照会したところ、以下のとおり適正ではない状況が認められた。

「イレパネ外3点の購入」の契約では、物品納入を平成19年6月25日に一括納入となっているものの、関係人の書類等では、納品を平成18年12月21日から平成19年5月8日の間に3回に分け納入したとなっており、支出負担行為等の正規の手続きを行わないまま、随時に、業者に物品等を納品させ、後日それらをまとめて契約関係の書類を作成し、一括して代金を支払う一括払いを行っている。

また、納入物品の一部は、契約前年度に納入されているものを、契約年度の平

成19年度に納入したとして代金を支払う前年度納入を行っている。

「名刺ホルダー外7点の購入」の契約では、納品を平成20年1月9日に一括納入となっているものの、関係人の書類等では、納品を平成19年5月11日から同年12月14日の間に16回に分け納入したとなっており、一括払いを行っている。

また、契約原議の納入物品と関係人の関係書類等における実際に納入された物品とが異なっており、実際には25品目の消耗品が納入されている。これらの物品は、契約原議上の納入物品同様、消耗品であり、一般需用費として同じ手続きで購入可能なものであった。

なお、契約は、見積り合せで行っているが、上記のことから見積り合せの本来の趣旨を損なう結果となっている。

部は、契約手続きを適正に行われたい。

(農林水産部)

(表2) 物品購入契約の状況

(単位: 円)

契約件名	契約金額	契約年月日	契約書上の 物品納入日	代金支払日
イレパネ外3点の購入	291,501	平成19.6.12	平成19.6.25	平成19.7.13
名刺ホルダー外7点の購入	861,777	平成19.12.25	平成20.1.9	平成20.1.17

イ 森林事務所では、表3の物品購入契約をJと契約締結している。

これらの契約について、契約原議及び関係人の関係書類等を、照会したところ、以下のとおり適正ではない状況が認められた。

「キーボードカバー外5点の購入」の契約では、納品を平成20年2月14日に一括納入となっているものの、関係人の書類等では、納品を平成19年1月15日から平成20年2月14日の間に3回に分け納入したとなっており、一括払いを行っている。

なお、契約は、見積り合せで行っているが、上記のことから見積り合せの本来の趣旨を損なう結果となっている。

「レターファイル外19点の購入」の契約では、納品を平成20年3月21日に一括納入となっているものの、関係人の書類等では、納品を平成19年10月12日から平成20年3月21日の間に10回に分け納入したとなっており、一括払いを行っている。

所は、契約手続きを適正に行われたい。

(森林事務所)

(表3) 物品購入契約の状況

(単位：円)

契約件名	契約金額	契約年月日	契約書上の 物品納入日	代金支払日
キーボードカバー外5点の購入	385,652	平成20.1.25	平成20.2.14	平成20.3.26
レターファイル外19点の購入	228,009	平成20.3.3	平成20.3.21	平成20.3.26

第4 まとめ

今回、会計検査院が他の道府県を対象として実施した国庫補助金の事務費に関する検査結果を受け、都監査委員としても、改めて緊急に監査をする必要があると考え、随時監査を行った。

監査結果を監査の観点別に述べれば、次のとおりである。

「国庫補助金の事務費が、補助事業以外の都単独事業に流用されていないか」については、都における事務費の経理処理が、国庫補助事業と都単独事業との区分経理を行っていないため判断はできなかった。

「国庫補助金を架空の経費に当てていないか」については、国庫補助事業費と都単独事業費とにかぎらず調査確認し、その範囲において、架空の経費への支出は認められなかった。

「納入業者に物品の納入なしに公金の支払いを行い、預けて管理させていないか」については、関係人調査の結果、架空の契約に基づく業者への預け金は認められなかった。

しかしながら、関係人調査の結果、別項指摘事項にあるとおり、一括払い等の不適正な契約を行っているものが認められた。

不適正な契約は、都民からの信頼を失う恐れがある。

現在、会計管理局が各局に対して、「国庫支出金を財源としている事業の経理状況に係る自主点検について(依頼)」(平成20年11月11日、20会管出第101号)において自主点検を依頼しているところであるが、今回の監査において不適正な契約事務が行われていたことが認められた事実も踏まえ、各局においては一層厳密な調査を行うよう求める。

各局は、調査の結果、改善を要する事項を認めた場合は、これを速やかに改善することはもとより、契約事務全般についてのチェック体制の強化に加え、契約・会計事務担当者のみでなく、広く管理職や一般職員を含めた職員に対し、基本に立ち返り会計・契約事務に係る研修を定期的に行うなど、適切な再発防止策を講じる必要がある。

また、監査委員としても、平成21年定例監査において、「消耗品等の購入契約」を重点監査事項として、関係人調査を実施し、契約事務の適正性を検証する予定である。

(別表1-1) 国庫補助金事業別事務費

産業労働局

(平成18年度)

(単位：千円)

所管省庁	事業名	補助金額	補助率	事業費	事業費のうち	執行局・部
					事務費	
農林水産省	森林環境保全整備	69,700	3/10 ほか	142,000	5,500	産業労働局 農林水産部
	山地治山	303,219	1/2 ほか	617,991	51,978	
	防災林整備	15,750	1/2 ほか	32,100	2,700	
合計		388,669		792,091	60,178	

(別表1-2) 国庫補助金事業別事務費

産業労働局

(平成19年度)

(単位：千円)

所管省庁	事業名	補助金額	補助率	事業費	事業費のうち	執行局・部
					事務費	
農林水産省	森林環境保全整備	137,000	3/10 ほか	281,000	11,200	産業労働局 農林水産部
	山地治山	99,325	1/2 ほか	189,192	17,026	
	防災林整備	6,300	1/2 ほか	12,000	1,080	
	漁場保全関連特定森林整備	10,500	1/2 ほか	21,400	1,400	
合計		253,125		503,592	30,706	

(別表1 - 3) 国庫補助金事業別事務費

建設局

(平成18年度)

(単位：千円)

所管省庁	事業名	補助金額	補助率	事業費	事業費のうち	執行局・部
					事務費	
国土交通省 道路局	道路事業費	418,900	0.55 ほか	799,000	26,500	建設局 道路建設部・道 路管理部
	離島道路事業費	895,350	0.55 ほか	1,714,000	70,000	
	道路環境整備事業費	3,196,500	0.55 ほか	6,353,000	148,300	
	地方道路整備臨時交付金	10,687,600	0.55	19,432,000	221,815	
国土交通省都 市・地域整備局	都市再生推進事業	50,000	1/2	100,000	0	建設局 道路建設部
	交通円滑化事業	4,034,500	1/2	8,069,000	7,000	
	地域連携推進事業	446,260	0.55 ほか	863,200	2,000	
	交通連携推進事業	16,576,500	1/2	33,153,000	0	
	電線共同溝整備事業	538,000	1/2	1,076,000	28,000	
	都市再生プロジェクト事業	175,000	1/2	350,000	0	
	地方道路整備臨時交付金	52,641,600	0.55	95,712,000	0	
国土交通省 河川局	河川事業	7,012,300	1/2 ほか	16,098,074	306,352	建設局河川部
	砂防事業	1,073,200	0.55	1,956,000	29,350	
	海岸事業	167,500	1/2 ほか	460,000	3,400	
	急傾斜地崩壊対策等事業	85,500	1/2 ほか	199,425	5,700	
	総合流域対策事業	348,600	1/2 ほか	712,200	1,580	
合 計		98,347,310		187,046,899	849,997	

(別表1 - 4) 国庫補助金事業別事務費

建設局

(平成19年度)

(単位:千円)

所管省庁	事業名	補助金額	補助率	事業費	事業費のうち	執行局・部
					事務費	
国土交通省 道路局	道路事業費	419,000	0.55 ほか	806,000	33,000	建設局 道路建設部・道 路管理部
	離島道路事業費	859,500	0.55 ほか	1,660,000	67,000	
	道路環境整備事業費	2,415,000	0.55 ほか	4,823,000	115,200	
	地方道路整備臨時交付金	13,192,850	0.55	23,987,000	366,080	
国土交通省都 市・地域整備局	都市再生推進事業	10,000	1/2	20,000	0	建設局 道路建設部
	交通円滑化事業	3,866,500	1/2	7,733,000	43,000	
	地域連携推進事業	577,840	0.55 ほか	1,120,800	15,000	
	交通調査	13,000	1/3	39,000	0	
	交通連携推進事業	13,989,500	1/2	27,979,000	0	
	電線共同溝整備事業	221,500	1/2	443,000	9,000	
	都市再生プロジェクト事業	500,000	1/2	1,000,000	0	
	地方道路整備臨時交付金	52,218,100	0.55	94,942,000	0	
国土交通省 河川局	河川事業	368,000	1/2 ほか	796,300	313,240	建設局河川部
	砂防事業		0.55		18,300	
	海岸事業	168,000	1/2 ほか	444,000	3,000	
	急傾斜地崩壊対策等事業	150,500	1/2 ほか	451,000	8,342	
	総合流域対策事業		1/2 ほか		1,200	
合 計		88,969,290		166,244,100	992,362	

(別表 1 - 5) 国庫補助金事業別事務費

港湾局

(平成 18 年度)

(単位：千円)

所管省庁	事業名	補助金額	補助率	事業費	事業費のうち	執行局・部
					事務費	
国土交通省 港湾局	港湾事業計	2,695,851	0.283 ほか	7,426,562	126,189	港湾局 港湾整備部
	海岸事業計	1,661,594	1/3 ほか	4,204,802	57,513	
合 計		4,357,445		11,631,364	183,702	

(別表 1 - 6) 国庫補助金事業別事務費

港湾局

(平成 19 年度)

(単位：千円)

所管省庁	事業名	補助金額	補助率	事業費	事業費のうち	執行局・部
					事務費	
国土交通省 港湾局	港湾事業	1,992,257	0.283 ほか	4,786,305	90,488	港湾局 港湾整備部
	海岸事業	2,078,100	1/3 ほか	5,142,700	83,404	
合 計		4,070,357		9,929,005	173,892	

(別表2) 事務費の各費目の区分及び内容(例示: 道路局)

費目	節	細節	内容
人件費			補助事業に従事する職員の給与並びに補助事業者が負担する共済組合負担金等
	給料	一般職員給	
	職員手当等	扶養手当	
		通勤手当等	
	共済費	共済組合負担金等	共済組合負担金及び社会保険料
旅費	旅費		補助事業施行のために必要な普通旅費等
		普通旅費	設計審査、工法協議、用地交渉、検査の旅費
		日額旅費	工事施行・監督、用地交渉、測量調査、検査の管内出張旅費
庁費			補助事業施行のために必要な本庁の経費
	賃金		日々雇用される事務及び技術補助員等
	共済費	社会保険料	賃金支弁者に対する事業主負担の保険料
	需用費	消耗品費	事務用紙等の文房具、その他の消耗器材費
		燃料費	自動車等の燃料費
		印刷製本費	図面等の印刷、製本費
		修繕費	備品、自動車等の修繕料
		食糧費	茶菓子、弁当等
		役務費	通信運搬費
		筆耕翻訳料	設計書等の筆耕料等
		手数料	土地等の鑑定、各種証明手数料
		自動車損害賠償責任保険料	自動車損害保険の保険料
	委託料		登記事務等委託料
	使用料及び賃借料		物品等の使用料、賃借料
	備品購入費	庁用器具費	庁用器具の購入費
		機械器具費	自動車等購入費
	公課費		自動車に課される税
	市町村交付金		国有資産等所在市町村交付金法に基づく市町村交付金
工事雑費			補助事業施行のために必要な出先の経費
	報酬		用地事務処理の嘱託員に対する報酬

賃金		日々雇用される事務及び技術補助員等
共済費	社会保険料	賃金支弁者に対する事業主負担の保険料
報償費		用地買収立会人の謝金
需用費	消耗品費	事務用紙等の文房具、その他の消耗器材費
	燃料費	自動車等の燃料費
	印刷製本費	函面等の印刷、製本費
	光熱水費	電気、水道、ガス料及び計器使用料
	修繕費	備品、自動車等の修繕料
役務費	通信運搬費	郵便、電話料、事務物品の運搬費用
	広告料	墓地、埋葬等に関する広告料等
	筆耕翻訳料	設計書等の筆耕料
	手数料	土地等の鑑定、各種証明手数料
	自動車損害賠償責任保険料	自動車損害保険の保険料
委託料		登記事務等委託料
使用料及び賃借料		物品等の使用料、賃借料
備品購入費	庁用器具費	庁用器具の購入費
	機械器具費	自動車等購入費
公課費		自動車に課される税
市町村交付金		国有資産等所在市町村交付金法に基づく市町村交付金

(別表3) 事務費の率(例示)

【農林水産省所管補助事業】

事業費	事務費の率
3千万円以下	8.0%以内
3千万円を超え5千万円以下	6.5%以内
5千万円を超え1億円以下	4.5%以内
1億円を超え3億円以下	3.5%以内
3億円を超え10億円以下	2.5%以内
10億円を超え20億円以下	2.0%以内
20億円を超え30億円以下	1.0%以内
30億円超	0.5%以内

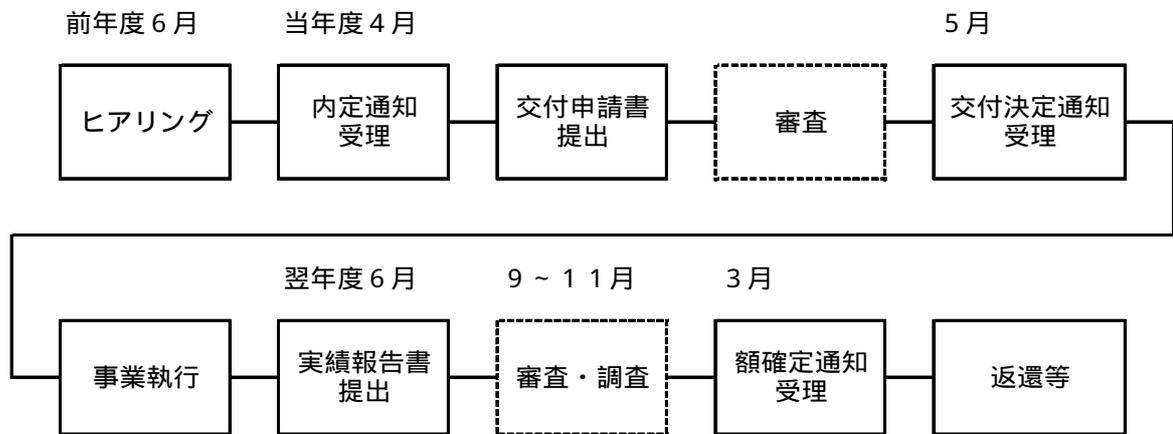
【国土交通省所管補助事業】

事業費	事務費の率
5千万円以下	7.0%
5千万円を超え1億円以下	6.5%
1億円を超え3億円以下	4.5%
3億円を超え5億円以下	3.5%
5億円を超え10億円以下	2.5%
10億円を超え20億円以下	2.0%
20億円を超え30億円以下	1.0%
30億円超	0.5%

事業費の額に応じて区分し、それぞれの率を乗じて得た合算額

(別図1) 国庫補助金交付申請手続き

例示(国土交通省道路局、都市・地域整備局、河川局)



□ は国が行う

国土交通省 事務費使途協議

所管局	協議の連絡	当初時期	最終時期
道路局	事務連絡 4月上旬	5月下旬~ 6月中旬	3月中旬
都市・地域 整備局	公文通知 4月中旬~5月中旬	6月上旬	3月中旬
河川局	事務連絡 3月上旬	4月下旬	増額は その都度

(別表4 - 1) 事業別事務費内訳表

産業労働局

(平成18年度)

(単位：千円)

事業名	事務費限度額	事務費 最終使途協議 額	事務費 執行額	事務費執行額の内訳			
				人件費	旅費	庁費	工事雑費
森林環境保全 整備	5,500	-	5,500	-	-	-	-
山地治山	51,978	-	51,978	-	-	-	-
防災林整備	2,700	-	2,700	-	-	-	-
合 計	60,178	-	60,178	-	-	-	-

(別表5 - 1) 本庁・事業所別事務費内訳

産業労働局

(平成18年度)

(単位：千円)

部・事務所名	事務費	事務費の内訳			
		人件費	旅費	庁費	工事雑費
農林水産部	60,178	-	-	-	-
合 計	60,178	-	-	-	-

(別表4 - 2) 事業別事務費内訳表

産業労働局

(平成19年度)

(単位:千円)

事業名	事務費限度額	事務費 最終使途協議 額	事務費 執行額	事務費執行額の内訳			
				人件費	旅費	庁費	工事雑費
森林環境保全 整備	11,200	-	11,200	2,000	412	5,058	3,730
山地治山	17,026	-	17,026	-	-	-	-
防災林整備	1,080	-	1,080	-	-	-	-
漁場保全関連 特定森林整備	1,400	-	1,400	-	-	-	-
合 計	30,706	-	30,706	-	-	-	-

(別表5 - 2) 本庁・事業所別事務費内訳

産業労働局

(平成19年度)

(単位:千円)

部・事務所名	事務費	事務費の内訳			
		人件費	旅費	庁費	工事雑費
農林水産部	30,706	-	-	-	-
合 計	30,706	-	-	-	-

(別表4 - 3) 事業別事務費内訳表

建設局

(平成18年度)

(単位:千円)

事業名	事務費限度額	事務費 最終使途 協議額	事務費 執行額	事務費執行額の内訳				
				人件費	旅費	庁費	工事雑費	
道路局	道路事業費	46,470	26,500	26,500	17,056	383	1,874	7,187
	離島道路事業費	92,965	70,000	70,000	45,053	1,011	4,951	18,985
	道路環境整備事業費	354,454	148,300	148,300	95,449	2,141	10,488	40,222
	地方道路整備臨時交付金	469,072	221,815	221,815	142,764	3,204	15,687	60,160
都市 整備・ 地域	交通円滑化事業	38,860	15,000	7,000	2,814	499	2,128	1,559
	地域連携推進事業	36,630	20,000	2,000	778	112	426	684
	電線共同溝整備事業	59,300	32,000	28,000	12,460	1,132	5,208	9,200
河川局	河川事業	508,153	317,770	306,352	218,000	4,031	26,749	57,572
	砂防事業	59,040	35,350	29,350	16,000	6,141	1,977	5,232
	海岸事業	27,150	3,400	3,400	656	752	285	1,707
	急傾斜地崩壊対策等事業	11,640	5,700	5,700	1,373	1,094	412	2,821
	総合流域防災事業	24,535	1,580	1,580	0	341	974	265
合計	1,728,269	897,415	849,997	552,403	20,841	71,159	205,594	

(別表5 - 3) 本庁・事業所別事務費内訳

建設局

(平成18年度)

(単位:千円)

部・事務所名	事務費	事務費の内訳			
		人件費	旅費	庁費	工事雑費
本庁	60,573	22,564	5,646	30,804	1,559
第一建設事務所	51,900	36,555	1,001	4,035	10,309
第二建設事務所	50,994	36,600	637	2,084	11,673
第三建設事務所	69,869	50,125	1,035	1,358	17,351
第四建設事務所	40,988	27,922	804	2,227	10,035
第五建設事務所	40,600	25,734	637	3,102	11,127
第六建設事務所	47,544	34,153	888	3,049	9,454
西多摩建設事務所	108,218	68,504	1,650	6,490	31,574
南多摩東部建設事務所	37,987	24,924	347	1,701	11,015
南多摩西部建設事務所	68,104	43,625	784	3,756	19,939
北多摩南部建設事務所	66,150	43,242	881	4,262	17,765
北多摩北部建設事務所	52,803	33,591	787	2,653	15,772
江東治水事務所	67,551	56,652	491	0	10,408
大島支庁	25,353	13,516	1,587	1,485	8,765
三宅支庁	19,317	10,169	2,544	1,117	5,487
八丈支庁	42,046	24,527	1,123	3,036	13,360
合計	849,997	552,403	20,842	71,159	205,593

(別表4 - 4) 事業別事務費内訳表

建設局

(平成19年度)

(単位:千円)

事業名		事務費限度額	事務費 最終使途 協議額	事務費 執行額 (見込額)	事務費執行額(見込額)の内訳			
					人件費	旅費	庁費	工事雑費
道路局	道路事業費	43,570	33,500	33,000	23,769	388	2,168	6,675
	離島道路事業費	93,438	69,000	67,000	48,257	787	4,404	13,552
	道路環境整備事業費	274,590	115,200	115,200	82,974	1,354	7,570	23,302
	地方道路整備臨時交付金	582,850	367,180	366,080	263,672	4,303	24,057	74,048
都市 整備局・ 地域	交通円滑化事業	265,580	175,000	43,000	27,520	1,182	1,247	13,051
	地域連携推進事業	54,126	49,000	15,000	9,582	322	611	4,485
	電線共同溝整備事業	35,910	15,000	9,000	5,706	117	918	2,259
河川局	河川事業	490,470	314,540	313,240	224,711	4,352	26,317	57,860
	砂防事業	52,850	36,800	18,300	12,986	3,400	999	915
	海岸事業	26,110	5,000	3,000	780	756	395	1,069
	急傾斜地崩壊対策等事業	34,785	8,342	8,342	2,052	1,634	600	4,056
	総合流域防災事業	37,424	1,200	1,200	0	285	732	183
合計		1,991,703	1,189,762	992,362	702,009	18,880	70,018	201,455

(別表5 - 4) 本庁・事業所別事務費内訳

建設局

(平成19年度)

(単位:千円)

部・事務所名	事務費	事務費の内訳			
		人件費	旅費	庁費	工事雑費
本庁	55,866	21,095	5,286	29,152	333
第一建設事務所	87,315	58,794	1,785	4,100	22,636
第二建設事務所	47,304	34,214	541	2,143	10,406
第三建設事務所	79,238	59,592	1,004	1,061	17,581
第四建設事務所	60,266	48,021	583	2,109	9,553
第五建設事務所	86,350	62,108	1,016	5,711	17,515
第六建設事務所	74,934	61,002	670	2,941	10,321
西多摩建設事務所	110,442	75,501	1,469	6,889	26,583
南多摩東部建設事務所	40,320	29,207	320	1,789	9,004
南多摩西部建設事務所	72,329	52,946	565	3,080	15,738
北多摩南部建設事務所	75,363	54,449	732	4,092	16,090
北多摩北部建設事務所	53,883	40,169	491	1,914	11,309
江東治水事務所	63,799	47,950	520	0	15,329
大島支庁	15,165	9,723	916	887	3,639
三宅支庁	23,688	14,765	2,354	1,347	5,222
八丈支庁	46,100	32,473	629	2,803	10,195
合計	992,362	702,009	18,881	70,018	201,454

(別表4 - 5) 事業別事務費内訳表

港湾局

(平成18年度)

(単位：千円)

事業名	事務費限度額	事務費 最終使途協議 額	事務費 執行額	事務費執行額の内訳			
				人件費	旅費	庁費	工事雑費
港湾事業	235,979	235,979	126,190	84,050	155	14,008	27,978
海岸事業	113,055	113,055	57,513	35,793	115	6,257	15,347
合 計	349,034	349,034	183,703	119,843	270	20,265	43,325

(別表5 - 5) 本庁・事業所別事務費内訳

港湾局

(平成18年度)

(単位：千円)

部・事務所名	事務費	事務費の内訳			
		人件費	旅費	庁費	工事雑費
本庁	30,572	17,976	40	8,358	4,196
東京港建設事務所	86,551	57,616	113	9,551	19,272
東京港管理事務所	9,524	6,362	8	1,089	2,065
東京港防災事務所	57,055	37,888	109	1,267	17,791
合 計	183,702	119,842	270	20,265	43,324

(別表4 - 6) 事業別事務費内訳表

港湾局

(平成19年度)

(単位：千円)

事業名	事務費限度額	事務費 最終使途協議 額	事務費 執行額 (見込額)	事務費執行額(見込額)の内訳			
				人件費	旅費	庁費	工事雑費
港湾事業	198,304	198,304	90,488	59,843	113	10,042	20,490
海岸事業	122,544	122,544	83,404	54,895	167	8,441	19,901
合計	320,848	320,848	173,892	114,738	280	18,483	40,391

(別表5 - 6) 本庁・事業所別事務費内訳

港湾局

(平成19年度)

(単位：千円)

部・事務所名	事務費	事務費の内訳			
		人件費	旅費	庁費	工事雑費
本庁	30,290	17,210	59	9,947	3,073
東京港建設事務所	60,778	40,209	66	6,702	13,802
東京港管理事務所	16,120	10,658	13	1,835	3,615
東京港防災事務所	66,704	46,661	142	0	19,901
合計	173,892	114,738	280	18,484	40,391

(別表6) 建設局組織図及び分掌事務の例

【道路建設部】

	課名	主な分掌事務	事業執行
部長	管理課	道路・街路及び橋梁整備事業の連絡及び調整等	国庫補助(地方道路整備臨時交付金、交通円滑化事業他)・都単独事業
	計画課	道路・街路及び橋梁整備事業の企画及び調整等	国庫補助(地方道路整備臨時交付金、交通円滑化事業他)・都単独事業
	鉄道関連事業課	鉄道と交差する道路整備事業の実施等	国庫補助(交通連携推進事業、地方道路整備臨時交付金他)・都単独事業
	街路課	街路整備事業の実施等	国庫補助(地方道路整備臨時交付金、交通円滑化事業他)・都単独事業
	道路橋梁課	道路及び橋梁整備事業の実施等	国庫補助(地方道路整備臨時交付金、離島道路事業他)・都単独事業

【第二建設事務所】

	課名	主な分掌事務	事業執行
所長	庶務課	職員の人事・給与・福利厚生、経理事務、工事等の検査等	国庫補助(地方道路整備臨時交付金、河川事業他)・都単独事業
	管理課	道路区域の決定、道路・河川の占用許可、道路・河川占用工事の監察等	都単独事業
	用地課	用地取得に伴う連絡調整、道路・河川用地の取得、土地収用手続等	国庫補助(交通連携推進事業、地方道路整備臨時交付金他)・都単独事業
	工事課	道路・橋梁・河川に係る調査・設計、道路・橋梁の築造工事、河川の工事等	国庫補助(地方道路整備臨時交付金、河川事業他)・都単独事業
	補修課	道路及び橋梁並びにこれらの付属物の維持・補修工事等	国庫補助(道路環境整備事業、地方道路整備臨時交付金他)・都単独事業

(別表7) 補助金事務費と都費目の区分対応(例示: 道路局)

国			都		監査 対象
費目	節	細節	節	区分	
旅費	旅費	普通旅費	普通旅費		
		日額旅費			×
庁費					
	賃金		賃金		
	共済費	社会保険料			×
	需用費	消耗品費	一般需用費	消耗品費	
		燃料費	光熱水費	燃料費	×
		印刷製本費	一般需用費	印刷製本費	
		修繕費		修繕料	
		食糧費		会議費	×
工事雑費					
	報酬				×
	賃金		賃金		
	共済費	社会保険料			×
	報償費				×
	需用費	消耗品費	一般需用費	消耗品費	
		燃料費	光熱水費	燃料費	×
		印刷製本費	一般需用費	印刷製本費	
		光熱水費	光熱水費	光熱水費	×
		修繕費	一般需用費	修繕料	

(別表8) 部所別執行状況表

監査事務局試算

(平成19年度)

(単位:円)

費目	局名	部・所名	執行額	都単独分	割合	共通分	割合
普通旅費	産業労働局	森林事務所	1,854,622	1,094,230	59.0%	760,392	41.0%
		農林水産部	2,339,326	825,006	35.3%	1,514,320	64.7%
	建設局	第二建設事務所	7,031,122	369,508	5.3%	6,661,614	94.7%
		北多摩北部建設事務所	4,445,949	174,340	3.9%	4,271,609	96.1%
		道路建設部	13,109,619	2,707,333	20.7%	10,402,286	79.3%
		河川部	8,851,361	797,012	9.0%	8,054,349	91.0%
	港湾局	東京港建設事務所	9,492,830	6,310,472	66.5%	3,182,358	33.5%
		港湾整備部	3,429,150	653,190	19.0%	2,775,960	81.0%
賃金	産業労働局	森林事務所	13,150,490	4,212,000	32.0%	8,938,490	68.0%
		農林水産部	1,884,380	0	0.0%	1,884,380	100.0%
	建設局	第二建設事務所	7,902,680	1,512,856	19.1%	6,389,824	80.9%
		北多摩北部建設事務所	12,745,390	1,073,536	8.4%	11,671,854	91.6%
		道路建設部	3,196,910	0	0.0%	3,196,910	100.0%
		河川部	4,770,108	892,286	18.7%	3,877,822	81.3%
	港湾局	東京港建設事務所	0	0	-	0	-
		港湾整備部	0	0	-	0	-
一般需用費	産業労働局	森林事務所	23,990,600	9,017,637	37.6%	14,972,963	62.4%
		農林水産部	7,619,959	2,521,241	33.1%	5,098,718	66.9%
	建設局	第二建設事務所	26,834,397	753,353	2.8%	26,081,044	97.2%
		北多摩北部建設事務所	21,067,267	698,757	3.3%	20,368,510	96.7%
		道路建設部	20,433,972	1,021,738	5.0%	19,412,234	95.0%
		河川部	24,887,908	14,388,967	57.8%	10,498,941	42.2%
	港湾局	東京港建設事務所	513,532,487	501,177,160	97.6%	12,355,327	2.4%
		港湾整備部	14,025,347	6,084,699	43.4%	7,940,648	56.6%

共通分とは、国庫補助事業と都単独事業との双方に共通した経費と認められるもの。

(別表9)関係人調査結果表

調査年月日	契約部・事務所名	関係人名	調査結果
平成20年 11月20日	建設局第二建設事務所	A	特に問題点はない
		B	〃
11月21日	建設局第二建設事務所	C	〃
		D	〃
		E	〃
	建設局北多摩北部建設事務所	F	〃
		G	〃
産業労働局森林事務所	G	〃	
11月25日	産業労働局農林水産部	H	一括払い、前年度納入等
11月26日	産業労働局農林水産部	I	特に問題点はない
	産業労働局森林事務所	J	一括払い
11月27日	建設局河川部	K	特に問題点はない
	港湾局港湾整備部	L	〃
11月28日	建設局第二建設事務所	M	〃
	建設局道路建設部	M	〃
	港湾局東京港建設事務所	N	〃
-	港湾局港湾整備部	O	関係人調査不同意